

新潟市救急医療対策会議開催要綱

(開催の目的)

第1条 新潟市における救急医療体制の整備を促進するにあたり、次に掲げる事項について、有識者、関係団体と協議するため、新潟市救急医療対策会議（以下、「対策会議」という。）を開催する。

(1) 救急医療体制の整備に関する事項

(2) 救急医療情報システムの整備に関する事項

(委員構成)

第2条 対策会議は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

(1) 新潟市医師会から選出された者

(2) 病院群輪番制に参加する病院から選出された者

(3) 新潟大学医学部から選出された者

(4) その他、必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 対策会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、対策会議の進行を行う。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第5条 対策会議は、専門的な課題等について協議するため、専門部会を置くことができる。

(委員の代理)

第6条 市長は、委員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、その代理の者（以下「代理者」という。）を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関又は団体に属する者で、当該委員が指名するものとする。

3 代理者が会議に出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(事務局)

第7条 対策会議の事務局は、保健衛生部地域医療推進課に置く。

附 則

この要綱は、昭和56年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。